

四條畷水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程を公布する。

平成29年3月31日

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団管理規程第20号

四條畷水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程

目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 給水装置工事（第6条—第15条）
- 第3章 給水（第16条・第17条）
- 第4章 料金、加入金、負担金及び手数料（第18条—第25条）
- 第5章 貯水槽水道（第26条）
- 第6章 雑則（第27条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、別に定めがあるもののほか、四條畷水道事業（大阪広域水道企業団水道企業条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第2号）第3条第2項第1号イに定める四條畷水道事業をいう。以下同じ。）に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例（平成29年大阪広域水道企業団条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程の用語の意義は、条例の定めるところによる。

（代理人の届出）

第3条 条例第5条の規定による届出及び条例第7条第2項に規定する代理人に係る届出は、代理人届（様式第1号）を提出することにより行わなければならない。

（管理人の届出）

第4条 条例第6条第1項の規定による届出及び条例第7条第2項に規定する管理人に係る届出は、管理人選定（変更）届（様式第2号）を提出することにより行わなければならない。

（使用者等の届出）

第5条 条例第7条第1項の規定による届出は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を提出することにより行わなければならない。

- (1) 条例第7条第1項第1号に該当する場合 閉栓届（様式第3号）
- (2) 条例第7条第1項第2号に該当する場合 給水装置撤去申請書及

び権利放棄届（様式第4号）

(3) 条例第7条第1項第4号に該当する場合 消火栓演習使用届（様式第5号）

2 前2条に定めるもののほか、条例第7条第2項の規定による届出は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を提出することにより行わなければならない。

(1) 条例第7条第2項第1号に該当する場合 給水装置使用者変更届（様式第6号）

(2) 条例第7条第2項第2号及び第3号に該当する場合 共用給水装置等戸数又は箇所数変更届（様式第7号）

第2章 給水装置工事

（給水装置工事の申込み）

第6条 条例第10条第1項の規定による申込みは、給水装置工事申込書（様式第1号）を提出することにより行わなければならない。

2 前項の申込みをしようとする者（以下「工事申込者」という。）は、給水装置工事が次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ企業長と協議しなければならない。

(1) 貯水槽水道の設置を必要とするとき。

(2) 配水管等の布設を伴うとき。

(3) その他企業長が協議を必要とするとき。

（利害関係人の同意書等の提出）

第7条 企業長は、条例第10条第2項の規定により、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める書類の提出を求めるものとする。

(1) 他人の土地を通過して給水装置を設置するとき 土地（私道）埋設通過承諾書（様式第1号）

(2) 他人の給水装置から分岐して給水装置を設置するとき 分岐承諾書（様式第1号）

(3) その他特別の理由があるとき 利害関係人の同意書又は工事申込者の誓約書

2 前項各号に掲げるもののほか、企業長が必要と認めるときは、工事申込者に対し、当該申込みに係る建築物の確認通知書等の提示を求めることがある。

（給水装置工事の施行）

第8条 条例第11条第1項の規定により給水装置工事を施行しようとする指定給水装置工事事業者（以下「指定事業者」という。）は、給水装置工事施行申請書（様式第8号）を企業長に提出しなければならない。

（給水装置工事の施行範囲）

第9条 条例第11条第1項に規定する給水装置工事の施行の範囲は、次

に掲げるとおりとする。

(1) 給水栓まで直接給水するものにあつては、給水栓まで

(2) 貯水槽水道を設けるものにあつては、貯水槽水道への給水口まで

2 前項第2号に掲げる場合においては、貯水槽以下装置管理責任者届(様式第9号)を提出しなければならない。

(給水装置の構造)

第10条 給水装置は、分水栓、給水管、止水栓、水道メーター(以下「メーター」という。)、給水栓等で構成する。

2 給水装置は、水圧、土圧その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないよう設計及び施行をしなければならない。

3 給水装置には、凍結、破壊、浸食等を防止するため、適当な措置を講じなければならない。

4 給水装置は、配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプ等と直結してはならない。

5 給水装置は、当該給水装置以外の水管その他の設備と直接連結してはならない。

6 給水装置には、給水管への汚水又は供給する水以外の水の逆流を防止するため、適当な措置を講じなければならない。

(貯水槽の設置)

第11条 高層建築物又は一時的に多量の水を使用する箇所その他企業長が必要と認める場合においては、貯水槽を設けなければならない。

(設計審査)

第12条 指定事業者は、条例第11条第2項の設計審査を受けるため、別に定める設計審査に係る申請書に設計図を添えて、企業長に提出しなければならない。

(工事検査)

第13条 指定事業者は、条例第11条第2項の工事検査を受けるため、工事竣工後速やかに給水装置工事竣工届及び検査願(様式第10号)を企業長に提出しなければならない。

2 指定事業者は、工事検査の結果補修を求められたときは、指定された期間内にこれを行い、改めて工事検査を受けなければならない。

(工事費の算出方法)

第14条 条例第15条第3項の工事費の算出に関し必要な事項は、次に掲げるところによる。

(1) 材料費は、使用材料の数量に毎年時価を基準として定める標準単価を乗じて算出する。ただし、特殊資材又は著しく時価に変動があるものについては、その都度時価をもって材料費とする。

(2) 労力費は、作業に要する労力の算出歩数に職種別賃金の額を乗じて算出する。

(3) 道路復旧費は、道路管理者の定める復旧方法により算出する。ただし、仮復旧を必要とする場合については、その額を加算する。

(4) 間接経費は、監督費、損料及び事務費とし、前3号に基づき算出した費用合計額に100分の24を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

(工事費の前納)

第15条 条例第16条第1項ただし書の企業長がその必要がないと認めるときは、国若しくは地方公共団体又はこれらに準ずる者が申し込むときとする。

第3章 給水

(メーターの設置等)

第16条 条例第20条第2項のメーターの位置は、検針及び取替えに支障がなく、乾燥し、汚水の入るおそれがない場所とする。ただし、配管又は現場の都合でこの条件を満たし難いときは、最も適当な場所とする。

2 メーターは、給水管と同径のものをを用い、給水栓より低位かつ水平に設置しなければならない。

3 貯水槽が設置されているときは、貯水槽ごとにメーターを設置しなければならない。

4 私設消火栓には、メーターを設置してはならない。

5 給水装置の使用者(以下「使用者」という。)又は給水装置の所有者(以下「所有者」という。)は、メーターの設置場所付近にその点検及び取替えに支障を来すような物品を置き、又は工作物を設けてはならない。

6 前項の規定に違反したときは、企業長は、使用者又は所有者に復旧を命じ、これを履行しないときは、企業団が施行してその費用を違反者から徴収するものとする。

7 企業長が必要と認めるときは、メーターの設置場所を変更させるものとする。

8 条例第21条第3項に規定するメーターを亡失し、又はき損した場合は、損害の賠償の額は、時価認定額とする。

(給水装置の修繕)

第17条 給水装置が工事^{しゅん}竣工後6月以内に損傷したときは、企業団が施行したものについては企業団の費用をもって、指定事業者が施行したものについては、当該指定事業者の費用をもって修繕する。ただし、不可抗力又は使用者の故意若しくは過失による場合は、この限りでない。

第4章 料金、加入金、負担金及び手数料

(用途の適用基準)

第18条 条例第25条第3項の用途の適用基準は、次のとおりとする。

用途	適用基準
一般用	公衆浴場用及び臨時用以外の用途に使用するもの
公衆浴場用	公衆浴場法（昭和23年法律第139号）による許可を受けた公衆浴場（公衆浴場入浴料金の統制額の適用を受けるものに限る。）に使用するもの
臨時用	臨時に使用するもの

（メーターの端数計算）

第19条 条例第28条の規定による使用水量の計量において、メーターの指示量に1立方メートル未満の端数があるときは、その端数を次回の計量に繰り越すものとする。ただし、メーターの取付け又は取外しをした月は、この限りでない。

（料金の徴収方法）

第20条 条例第33条の規定による料金の徴収は、納入通知書に基づく払込み又は口座振替の方法による。ただし、企業長が特に必要と認めるときは、その他の方法によるものとする。

（加入金）

第21条 条例第36条第2項ただし書の特別の理由があると認めるときは、国若しくは地方公共団体又はこれらに準ずる者が申込者であるときとする。

2 条例第36条第3項の特別な場合は、次に掲げるとおりとする。

(1) 給水装置の新設又は増径の工事の申込みを取り消した場合

(2) 1の給水管で2以上の専用給水装置に給水するもの又は貯水槽を設けて2以上の独立した住宅、店舗、事務所その他の施設に給水する場合において、給水開始前に各戸の引込管の口径が減径された場合又は戸数が減少した場合

（工事負担金）

第22条 条例第40条第2項各号に掲げる費用は、次の各号に定めるところにより算出する。

(1) 工事費は、直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の合計額とする。

(2) 用地費は、土地取得費及び土地取得に要した費用の合計額とする。

(3) 施工経費は、調査費、測量費、設計費及び補償費の合計額とする。

(4) 事務費は、次のとおりとし、工事費及び施工経費の合計額を区分した額に、それぞれの区分に対応する事務費率を乗じて得た額の合計額とする。

工事費及び施工経費の合計額	事務費率
1,000万円以下の部分の額	100分の21
1,000万円を超え3,000万円以下の部分の額	100分の18
3,000万円を超え5,000万円以下の部分の額	100分の15

5,000万円を超え1億円以下の部分の額	100分の12
1億円を超え3億円以下の部分の額	100分の10
3億円を超える部分の額	100分の8

2 条例第40条第4項ただし書の特別の理由があると認めるときは、国若しくは地方公共団体又はこれらに準ずる者が工事負担金を納付するときとする。

3 工事を中止し、又は取り止めるときは、未着手部分について精算するものとする。この場合において、施行済の施設は速やかに撤去するものとし、撤去費用は、当該工事の申込者の負担とする。

(メーター負担金)

第23条 条例第41条第2項ただし書の特別の理由があると認めるときは、国若しくは地方公共団体又はこれらに準ずる者がメーター負担金を納付するときとする。

(手数料)

第24条 条例第43条ただし書の特別の理由があると認めるときは、国若しくは地方公共団体又はこれらに準ずる者が手数料を納付するときとする。

(漏水に係る料金の減免)

第25条 企業長は、使用者の善良な管理をもってしても防ぐことのできなかった給水装置からの漏水については、条例第44条の規定に基づき、別に定める基準により料金を減免するものとする。

第5章 貯水槽水道

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及び自主検査)

第26条 条例第46条第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査は、次に定めるところによるものとする。

(1) 次に掲げる管理基準に従い、管理すること。

ア 水槽の掃除を1年以内ごとに1回、定期に行うこと。

イ 水槽の点検その他有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。

ウ 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めるときは、水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。

エ 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

(2) 前号の管理に関し、1年以内ごとに1回、定期に給水栓における水の色、濁り、臭い及び味に関する検査並びに残留塩素の有無に関

する水質の検査を行うこと。

第6章 雑則

(委任)

第27条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
(四條畷市との水道事業の統合に伴う経過措置)
- 2 この規程の施行の日前に、四條畷市上下水道局事務分掌規程等を廃止する規程（平成29年上下水道企業管理規程第1号）第12号の規定による廃止前の四條畷市水道事業給水条例施行規程（平成14年四條畷市水道企業管理規程第4号）その他の水道事業に関する規程（以下「市規程等」という。）の規定によりなされた申込み、手続その他の行為は、この規程中にこれに相当する規定がある場合には、当該規定によりなされたものとみなす。
- 3 市規程等の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、この規程の様式により作成した用紙として使用することができる。

委任状

年 月 日

大阪広域水道企業団企業長 様

私は、本給水装置工事を行うに当たり、工事に必要な一切の権限を指定工事店 _____
の主任技術者 _____ に委任します。

委任者

住所

氏名

印

代理人届

年 月 日

大阪広域水道企業団企業長 様

大阪広域水道企業団水道事業給水条例第5条の規定により、下記の代理人を選定しましたので、届け出ます。

代理人

申込者

住所 四條畷市

住所

氏名

印

氏名

印

土地(私道)埋設通過承諾書

年 月 日

大阪広域水道企業団企業長 様

私所有の土地に給水装置工事を施工され、給水管を埋設することを承諾します。

また、埋設された給水管に修理工事の必要が生じたときは、その行為についても承諾します。

なお、この土地を第三者に譲渡する場合は、譲受人に対してこの承諾内容を継承します。

給水装置等の設置場所

四條畷市

番地

土地所有者

住所

氏名

印

分岐承諾書

年 月 日

大阪広域水道企業団企業長 様

私所有の給水装置から分岐することを承諾します。

なお、この給水装置を第三者に譲渡する場合は、譲受人に対してこの承諾内容を継承します。

被分岐給水装置所有者

住所

氏名

印

特記欄

委任状

年 月 日

大阪広域水道企業団企業長 様

私は、本給水装置工事を行うにあたり、工事に必要な一切の権限を指定工事店 _____
の主任技術者 _____ に委任します。

委任者

住所

氏名

印

代理人届

年 月 日

大阪広域水道企業団企業長 様

大阪広域水道企業団水道事業給水条例第5条の規定により、下記の代理人を選定しましたので、届け出ます。

代理人

申込者

住所 四條畷市

住所

氏名

印

氏名

印

土地(私道)埋設通過承諾書

年 月 日

大阪広域水道企業団企業長 様

私所有の土地に給水装置工事を施工され、給水管を埋設することを承諾します。

また、埋設された給水管に修理工事の必要が生じたときは、その行為についても承諾します。

なお、この土地を第三者に譲渡する場合は、譲受人に対してこの承諾内容を継承します。

給水装置等の設置場所

四條畷市

番地

土地所有者

住所

氏名

印

分岐承諾書

年 月 日

大阪広域水道企業団企業長 様

私所有の給水装置から分岐することを承諾します。

なお、この給水装置を第三者に譲渡する場合は、譲受人に対してこの承諾内容を継承します。

被分岐給水装置所有者

住所

氏名

印

特記欄

年度	年度	受付番号	共有管	第	号
----	----	------	-----	---	---

給水装置工事申込書

(共有管用)

年 月 日

大阪広域水道企業団企業長 様

大阪広域水道企業団水道事業給水条例第10条の規定により、下記の誓約事項を守り給水装置工事を申し込みます。

申込者 住所 _____ 氏名 _____ 印 連絡先電話番号 _____	指定工事店 名称 _____ 住所 _____ 代表者名 _____ 印 主任技術者名 _____ 印 主任技術者交付番号 第 _____ 号
--	---

給水装置の設置場所 四條畷市
[住居表示及び区画番号のある場合] **【四條畷市** _____ **】** 区画番号 (_____)

誓約事項

私は、本申込みの給水装置に関する管理を次項のとおり誓約します。

- 緊急やむを得ない場合の給水制限・断水等により損害を生じても、企業団に対して損害を請求しません。
- 本申込みの共有管部分（給水分岐以外全ての部分）については、工事竣工検査合格後、企業団に寄付します。ただし、寄付後1ヶ年間は寄付物件に故障や漏水等が生じた場合は、自費で責任をもって処置します。
- 給水装置に使用する材料の構造及び材質は、企業団の指定したものを使用します。
- 寄付物件より新たに給水分岐されても、異議ありません。
- 本申込みの給水分岐部分については、竣工検査合格後1ヶ年以内に給水申込みをします。
 なお、期日までに給水申込みが出来なかった場合は、早急に撤去申込みを行い自費で撤去します。
- 本申込みの給水分岐部分を第三者に譲渡する場合は、譲受人に対して一切の権利義務を継承します。

給水装置設置場所の土地所有者承諾書

大阪広域水道企業団 企業長 様
 下記の事項を必ず守り私所有地に本申込みの給水装置を設置することに承諾します。

(四條畷市 番地土地所有者)
 住所 _____
 氏名 _____ 印

(四條畷市 番地土地所有者)
 住所 _____
 氏名 _____ 印

記

- 本申込みの給水装置の維持管理上支障をきたすような物件等は、一切設置しません。
- 企業団が配水管布設等のため土地通過の必要が生じた場合でも異議ありません。
- 水道施設の維持管理上又は、企業団が必要であると認めた場合は、当所有地内で掘削されても異議ありません。
- 上記事項は、第三者に私有地を譲渡する場合も必ず継承します。

外線工事	要・否	道路占用申請	要・否	納付金額 (内訳)	竣工検査手数料は、別途必要			
共有管	口 径	延 長		設 計 審 査 手 数 料	口 径	単 価	数 量	金 額
	φ mm	m						
	φ mm	m						
給水分岐	口 径	箇 所 数			計			
	φ mm	箇所		納付金額 合計 <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 30px; display: inline-block; margin-left: 20px;"></div>				
	φ mm	箇所						
φ mm	箇所							

水道センター使用欄	四條畷水道センター
受 付	

委任状

年 月 日

大阪広域水道企業団企業長 様

私は、本給水装置工事を行うにあたり、工事に必要な一切の権限を指定工事店 _____
の主任技術者 _____ に委任します。

委任者

住所

氏名

印

代理人届

年 月 日

大阪広域水道企業団企業長 様

大阪広域水道企業団水道事業給水条例第5条の規定により、下記の代理人を選定しましたので、届け出ます。

代理人

申込者

住所 四條畷市

住所

氏名

印

氏名

印

土地(私道)埋設通過承諾書

年 月 日

大阪広域水道企業団企業長 様

私所有の土地に給水装置工事を施工され、給水管を埋設することを承諾します。

また、埋設された給水管に修理工事の必要が生じたときは、その行為についても承諾します。

なお、この土地を第三者に譲渡する場合は、譲受人に対してこの承諾内容を継承します。

給水装置等の設置場所

四條畷市

番地

土地所有者

住所

氏名

印

分岐承諾書

年 月 日

大阪広域水道企業団企業長 様

私所有の給水装置から分岐することを承諾します。

なお、この給水装置を第三者に譲渡する場合は、譲受人に対してこの承諾内容を継承します。

被分岐給水装置所有者

住所

氏名

印

特記欄

受付番号	
受付年月日	

給水装置工事申込書

(増設用)

年 月 日

大阪広域水道企業団企業長 様

大阪広域水道企業団水道事業給水条例第10条の規定により、下記の誓約事項を守り給水装置工事を申し込みます。

住所 _____
 申込者 _____
 氏名 _____ 印
 連絡先電話番号 _____

住所 _____
 指定工事店 名称 _____
 代表者名 _____ 印
 主任技術者名 _____ 印
 主任技術者交付番号 第 _____ 号
 連絡先電話番号 _____

1) 給水装置設置場所	四條畷市			
2) 使用者氏名	使用者番号			
3) 増設箇所の概要				

<p style="text-align: center;">N 付近見取図</p> 	給水方式	直結直圧給水方式			
	設計審査 手数料	増設口径	戸数	数量	金額
		φ mm	戸	栓	円
		φ mm	戸	栓	円
		φ mm	戸	栓	円
	計			円	
		四條畷水道センター			
水道センター使用欄					
				受 付	

竣工図面 (平面図・立面図)



使用材料明細		
メーター2次側		
材料は、水道法施行令第5条に規定する基準適合品を使用しました。		
品名	形状寸法	数量

1. 平面図・立面図に配管状況を記入し、申請対象となる部分について赤色で明記してください。
2. 日水協標準符号を使い、寸法等を明記してください。
3. 施工規模が大きく本紙に記入できない場合は、別紙（A-3用紙）に記入してください。

様式第2号（第4条関係）

管理人選定（変更）届

年 月 日

大阪広域水道企業団企業長 様

給水装置所有者

住 所

氏 名

電話番号

印

次のとおり、管理人を選定（変更）しましたので届け出ます。

給水装置の設置場所	四條畷市
管 理 人	住 所 〒 氏 名 電話番号
備 考	

様式第3号（第5条第1項第1号関係）

閉 栓 届

年 月 日

大阪広域水道企業団企業長 様

届出人
住 所
氏 名
電話番号

次のとおり、給水装置の使用を中止したいので届け出ます。

閉 栓 場 所	住 所	四條畷市
	使 用 者	
	閉栓年月日	
	精 算 方 法	
	現地精算日	
転 出 先	住 所	
	電 話 番 号	
備 考		

様式第4号（第5条第1項第2号関係）

給水装置撤去申請書及び権利放棄届

年 月 日

大阪広域水道企業団企業長 様

住所
申請者 _____
氏名 _____ 印
連絡先電話番号 _____

下記場所の給水装置の撤去を申請し、これに対する権利を放棄します。

記

受付番号	— —
給水装置設置場所	四條畷市
給水装置口径	φ mm
撤去理由	
撤去方法	
添付書類	・位置図 ・平面図 ・立面図
給水装置撤去年月日	年 月 日
施工業者 ※市指定工事業者であること。	住所 名称 代表者名 主任技術者名 主任技術者交付番号 第 号 印 印

様式第5号（第5条第1項第3号関係）

消火栓演習使用届

年 月 日

大阪広域水道企業団企業長 様

給水装置所有者

住 所

氏 名

印

電話番号

次のとおり、私設消火栓を演習に使用したいので届け出ます。

私設消火栓の設置場所	四條畷市
消火栓の種別	地下式 ・ 地上式
演 習 時 間	年 月 日 () 午前・午後 時 分から
	年 月 日 () 午前・午後 時 分まで
予 定 水 量	m ³
備 考	

給水装置使用者変更届

年 月 日

大阪広域水道企業団企業長 様

届出人
住 所
氏 名
電話番号

次のとおり、給水装置使用者の変更について届け出ます。

給水装置の設置場所	四條畷市
フリガナ	
旧使用者名	
フリガナ	
新使用者名	
	電話番号
旧 住 所	
新 住 所	
	電話番号
備 考	

様式第7号（第5条第2項第2号関係）

共用給水装置等戸数又は箇所数変更届

年 月 日

大阪広域水道企業団企業長 様

給水装置所有者

住 所

氏 名

印

電話番号

次のとおり、給水装置の戸数（箇所数）について届け出ます。

給水装置の設置場所	四條畷市	
給水装置の数	全戸（箇所）数	
	使用戸（箇所）数	
管 理 人	住 所 〒 氏 名 電話番号	
備 考		

年度	年度	受付番号	第	号
----	----	------	---	---

給水装置工事施行申請書

（一般用）

年 月 日

大阪広域水道企業団企業長 様

大阪広域水道企業団水道事業給水条例第11条第1項の規定により、給水装置工事の施行申請を行います。

申請者住所 氏名 _____ 印	指定工事店住所 名称 _____ 印 代表者名 _____ 印 主任技術者名 _____ 印 主任技術者交付番号 第 _____ 号 連絡先電話番号 _____
---------------------	---

給水装置の設置場所 四條畷市
【住居表示及び区画番号のある場合】 **【四條畷市** 区画番号 ()

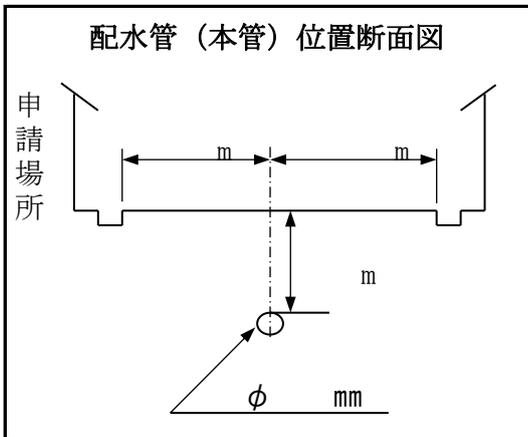
建築確認 年 月 日 _____	建築確認 第 _____ 号	その他 _____
---------------------	----------------	-----------

外線工事を要する場合の調査事項

占用道路種別	国道・府道・河川・里道・市道・私道（路線名 _____）
配水管（本管）状況	公設・私設 管種 = VP・DIP 管径 = ϕ mm 水圧 = _____ Mpa
既設引込み管状況	有（管種 = _____ 管径 = ϕ mm） ・ 無
分岐管の管種・口径	PP・HIVP・DIP（ _____ 形） ϕ mm = _____ 件： ϕ mm = _____ 件
分岐工法	分水栓穿孔工法 ・ 不断水穿孔工法 ・ 配水管（本管）切取工法
他の地下埋設状況	有（関電：NTT・ガス・下水・その他 [_____] = 施工協議 有・無） ・ 無
境界明示状況	有 ・ 無



付近見取図



水道センター使用欄

年度 年度 受付番号 臨・公臨 第 号

給水装置工事施行申請書

（臨時用）

年 月 日

大阪広域水道企業団企業長 様

大阪広域水道企業団水道事業給水条例第11条第1項の規定により、給水装置工事の施行申請を行います。

住所 _____ 申請者 _____ 氏名 _____ 印	住所 _____ 指定工事店 名称 _____ 代表者名 _____ 印 主任技術者名 _____ 印 主任技術者交付番号 第 _____ 号 連絡先電話番号 _____ - _____
-------------------------------------	--

給水装置の設置場所 _____ 四條畷市
[住居表示及び区画番号のある場合] 【四條畷市 _____】 区画番号 (_____)

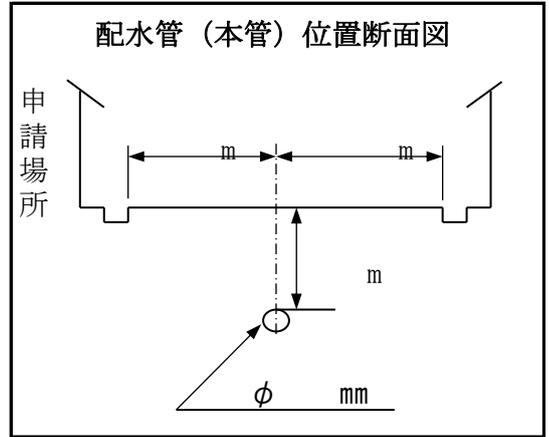
建築確認 _____ 年 月 日 _____	建築確認 _____ 第 _____ 番 号 _____	号 _____ その他 _____
---------------------------	---------------------------------	-------------------

外線工事を要する場合の調査事項

占用道路種別	国道・府道・河川・里道・市道・私道（路線名 _____）
配水管（本管）状況	公設・私設 管種= V P ・ D I P 管径= ϕ mm 水圧= _____ Mpa
既設引込み管状況	有（管種= _____ 管径= ϕ mm） ・ 無
分岐管の管種・口径	P P ・ H I V P ・ D I P （ _____ 形） ϕ mm = _____ 件： ϕ mm = _____ 件
分岐工法	分水栓穿孔工法 ・ 不断水穿孔工法 ・ 配水管（本管）切取工法
他の地下埋設状況	有（関電：N T T ・ ガス ・ 下水 ・ その他 [_____] = 施工協議 有 ・ 無） ・ 無
境界明示状況	有 ・ 無



付近見取図



水道センター使用欄

.....

.....

.....

.....

.....

設計図面 （平面図・立面図）



給水方式	直圧方式	メーター口径	φ	mm	栓 数	栓
------	------	--------	---	----	-----	---

使用材料明細

メーター1次側 <small>材料は、四條暖水道事業定材料を使用します。</small>			メーター2次側 <small>材料は、水道法施行令第5条に規定する基準適合品を使用します。</small>		
品 名	形状寸法	数 量	品 名	形状寸法	数 量
サドル分水栓 ボール式A形					
PEメーター用ソケット B形継手					
水道用ポリエチレン管 1種二層管					
PEエルボ B形継手					
PEバンド B形継手					
甲形止水栓 キヤップ式					
止水栓用袋ナット					
HIVPシモク					
HIVPソケット					
HIVPパイプ					
HIVPエルボ					
ガイド付袋ナット					
ボール式伸縮止水栓メーター直結形樹脂ハンドル					
量水器（メーター）					
メーター用袋ナット 磨き加工品					
止水栓BOX 四條暖型					
量水器BOX 四條暖型					
レンガ					

1. 平面図・立面図に配管状況を記入し、申請対象となる部分について赤色で明記してください。
2. 日水協標準符号を使い、寸法等を明記してください。
3. 施工規模が大きく本紙に記入できない場合は、別紙（A-3用紙）に記入してください。

年度 _____ 年度 _____ 受付番号 _____ 共有管 第 _____ 号

給水装置工事施行申請書

(共有管用)

年 _____ 月 _____ 日

大阪広域水道企業団企業長 様

大阪広域水道企業団水道事業給水条例第11条第1項の規定により、給水装置工事の施行申請を行います。

住所 _____	住所 _____
申請者 _____	指定工事店 名称 _____
氏名 _____ 印 _____	代表者名 _____ 印 _____
	主任技術者名 _____ 印 _____
	主任技術者交付番号 第 _____ 号
	連絡先電話番号 _____ - _____

給水装置の設置場所 _____ 四條畷市
[住居表示及び区画番号のある場合] 【四條畷市 _____】 区画番号 (_____)

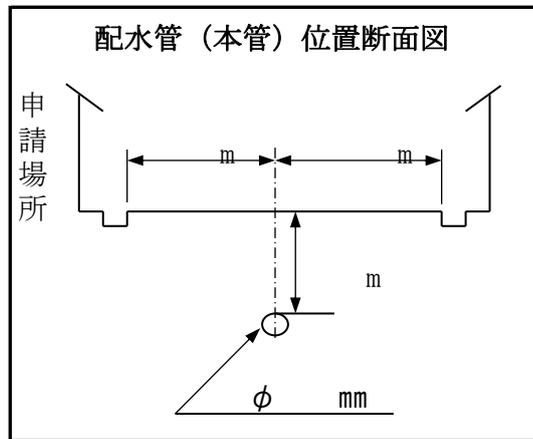
建築確認 _____	建築確認 _____ 第 _____	
年 _____ 月 _____ 日 _____	番 号 _____	号 _____ その他 _____

外線工事を要する場合の調査事項

占有道路種別	国道・府道・河川・里道・市道・私道 (路線名 _____)
配水管(本管)状況	公設・私設 管種= VP・DIP 管径= ϕ mm 水圧= _____ Mpa
既設引込み管状況	有 (管種= _____ 管径= ϕ mm) ・ 無
分岐管の管種・口径	PP・HIVP・DIP (_____ 形) ϕ mm = _____ 件 : ϕ mm = _____ 件
分岐工法	分水栓穿孔工法 ・ 不断水穿孔工法 ・ 配水管(本管)切取工法
他の地下埋設状況	有 (関電: NTT・ガス・下水・その他 [_____]=施工協議 有・無) ・ 無
境界明示状況	有 ・ 無



付近見取図



水道センター使用欄

.....

.....

.....

.....

.....

.....

貯水槽以下装置管理責任者届

年 月 日

大阪広域水道企業団企業長 様

貯水槽以下装置を適正に維持管理し水質汚染防止を行うため、管理責任者を定め次のとおり届け出ます。

住所
届出者 _____
氏名 _____ 印

貯水槽を設置した建築物の名称						
同上建築物の所在地	四條畷市					
装置所有者	住所 氏名 連絡先電話番号	—	—		印	
管理責任者	住所 氏名 連絡先電話番号	—	—		印	
設置建築物	種 別	階 数		所帯数及び戸数		
	<input type="checkbox"/> 集合住宅(マンション等) <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 飲食店(レストラン等) <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> 学校(保育所・幼稚園等) <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 地上 <input type="checkbox"/> 地下	階 階	<input type="checkbox"/> 集合住宅(マンション等) <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> その他()	戸 戸 戸 戸	
貯水槽	設置位置	構造・材質	形状・寸法	設置数	容 量	
	建築物の <input type="checkbox"/> 内・ <input type="checkbox"/> 外 <input type="checkbox"/> 地上 <input type="checkbox"/> 半地下 <input type="checkbox"/> 地下	<input type="checkbox"/> FRP <input type="checkbox"/> 鉄筋C o <input type="checkbox"/> ステンレス <input type="checkbox"/> その他	高さ m 幅 m 長さ m	槽 <input type="checkbox"/> 1槽式 <input type="checkbox"/> 2槽式	総容量 m ³ 有効容量 m ³	
高置水槽	設置位置	構造・材質	形状・寸法	設置数	容 量	
	建築物の <input type="checkbox"/> 内・ <input type="checkbox"/> 外 <input type="checkbox"/> 屋上 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> FRP <input type="checkbox"/> 鉄筋C o <input type="checkbox"/> ステンレス <input type="checkbox"/> その他	高さ m 幅 m 長さ m	槽 <input type="checkbox"/> 1槽式 <input type="checkbox"/> 2槽式	総容量 m ³ 有効容量 m ³	
加圧ポンプ形式	吐水流量	m ³ /h	揚程	m	ポンプ台数	台
直圧部での非常水栓	親メーター口径	子(私設)メーター口径及び個数	備 考			
<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無	φ mm	φ mm 個 φ mm 個				
貯水槽以降で水が出なくなった場合(ポンプ等の故障)の連絡先						
日曜、祝祭日の場合	住所 氏名 連絡先電話番号	—	—			
夜間の場合	住所 氏名 連絡先電話番号	—	—			

※管理責任者、装置所有者及び上記届出事項に変更がある時は、早急に届出をします。

年 月 日	既設メーター	検査所見	常圧(Mpa)	検査員
検査合否 合 否	口 径 ϕ mm		
	No		
	有効期限		
	指示数		
残留塩素 有()・無			

給水装置工事^{しゅん}竣工届及び検査願 (一般用)

年 月 日

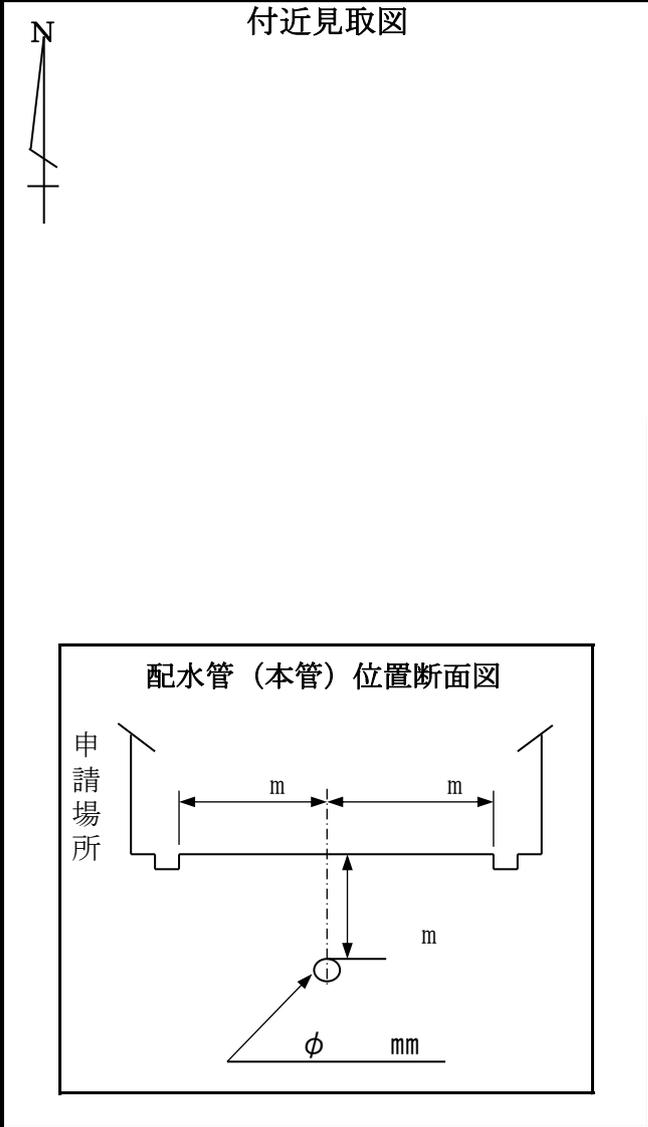
大阪広域水道企業団企業長 様

年度 第 号により申請を行った給水装置工事は竣工しましたので、大阪広域水道企業団水道事業給水条例第11条第2項の規定により、工事の竣工及び検査願の届出をします。

住所 _____
届出者 氏名 _____ 印

住所 _____
指定工事店 名称 _____ 印
代表者名 _____ 印
主任技術者名 _____ 印
主任技術者交付番号 第 _____ 号
連絡先電話番号 _____

給水装置の設置場所 四條畷市
[住居表示及び区画番号のある場合] 【四條畷市】 区画番号 ()



給水方式			
<input type="checkbox"/>	直圧方式	(3階以上の給水装置 有・無)	
<input type="checkbox"/>	貯水槽方式	(有効容量 m ³)	
	親メーター	ϕ mm	個
	子(私設)メーター	ϕ mm	個
竣工検査手数料			
メーター口径	戸 数	栓 数	金 額
ϕ mm	戸	栓	円
ϕ mm	戸	栓	円
ϕ mm	戸	栓	円
計			円
		四條畷水道センター	
水道センター使用欄			
			受 付

しゅん
竣工図面 (平面図・立面図)

使用材料明細

メーター1次側 <small>材料は四條畷水道事業指定材料を使用しました。</small>				メーター2次側 <small>材料は、水道法施行令第5条に規定する基準適合品を使用しました。</small>			
品名	形状寸法	数量		品名	形状寸法	数量	
サドル分水栓 ボール式A形							
PEメーター用ソケット B形継手							
水道用ポリエチレン管 1種二層管							
PEエルボ B形継手							
PEバンド B形継手							
甲形止水栓 キャップ式							
止水栓用袋ナット							
HIVPシモク							
HIVPソケット							
HIVPパイプ							
HIVPエルボ							
ガイド付袋ナット							
ボール式伸縮止水栓メーター直結形樹脂ハンドル 量水器 (メーター)							
メーター用袋ナット 磨き加工品							
止水栓BOX 四條畷型							
量水器BOX 四條畷型							
レンガ							

1. 平面図・立面図に配管状況を記入し、申請対象となる部分について赤色で明記してください。
2. 日水協標準符号を使い、寸法等を明記してください。
3. 施工規模が大きく本紙に記入できない場合は、別紙（A-3用紙）に記入してください。

検査合否 合 否	年 月 日	既設メーター	検査所見	常圧 (Mpa)	検査員
		口 径 ϕ mm			
		No			
		有効期限 /			
		指示数			
		残留塩素 有 () ・ 無			

給水装置工事^{しゅん}竣工届及び検査願 (臨時用)

年 月 日

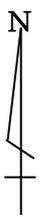
大阪広域水道企業団企業長 様

年度 第 号により申請を行った給水装置工事は竣工しましたので、大阪広域水道企業団水道事業給水条例第11条第2項の規定により、工事の竣工及び検査願の届出をします。

住所 _____
届出者 _____ 印
氏名 _____ 印

住所 _____
指定工事店 名称 _____
代表者名 _____ 印
主任技術者名 _____ 印
主任技術者交付番号 第 _____ 号
連絡先電話番号 _____ - _____

給水装置の設置場所 四條畷市
【住居表示及び区画番号のある場合】 **【四條畷市** _____ **】** 区画番号 (_____)

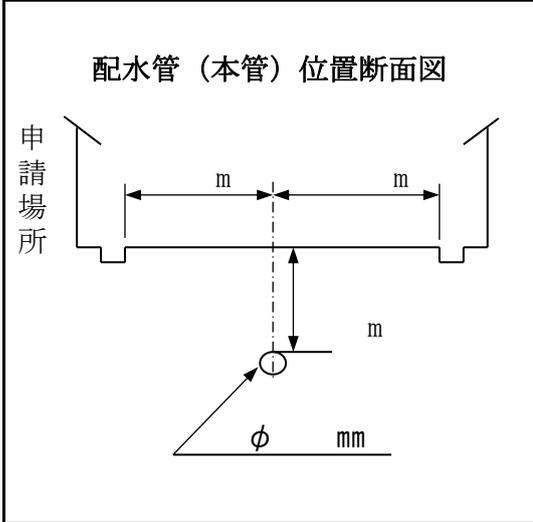


付近見取図

給水方式			
直圧方式			
竣工検査手数料			
メーター口径	戸 数	栓 数	金 額
ϕ mm	戸	栓	円
計			円

四條畷水道センター

水道センター使用欄



				受 付

しゅん
竣工図面 （平面図・立面図）

使用材料明細

メーター1次側 <small>材料は、四條下水道事業指定材料を使用しました。</small>			メーター2次側 <small>材料は、水道法施行令第5条に規定する基準適合品を使用しました。</small>		
品名	形状寸法	数量	品名	形状寸法	数量
サドル分水栓 ボール式A形					
PEメーター用ソケット B形継手					
水道用ポリエチレン管 1種二層管					
PEエルボ B形継手					
PEバンド B形継手					
甲形止水栓 キャップ式					
止水栓用袋ナット					
HIVPシモク					
HIVPソケット					
HIVPパイプ					
HIVPエルボ					
ガイド付袋ナット					
ボール式伸縮止水栓メーター直結形樹脂ハンドル 量水器（メーター）					
メーター用袋ナット 磨き加工品					
止水栓BOX 四條驛型					
量水器BOX 四條驛型					
レンガ					

1. 平面図・立面図に配管状況を記入し、申請対象となる部分について赤色で明記してください。
2. 日水協標準符号を使い、寸法等を明記してください。
3. 施工規模が大きく本紙に記入できない場合は、別紙（A-3用紙）に記入してください。

年 月 日	検査所見	常圧 (Mpa)	検査員
検査合否 合 否		
		
		
	残留塩素 有 () ・ 無	

給水装置工事^{しゅん}竣工届及び検査願 (共有管用)

年 月 日

大阪広域水道企業団企業長 様

年度 共有管 第 号により、申請を行った給水装置工事は竣工しましたので、大阪広域水道企業団水道事業給水条例第11条第2項の規定により、工事の竣工及び検査願の届出をします。

届出者 住所 _____
氏名 _____ 印

指定工事店 名称 _____ 住所 _____
代表者名 _____ 印
主任技術者名 _____ 印
主任技術者交付番号 第 _____ 号
連絡先電話番号 _____ - _____

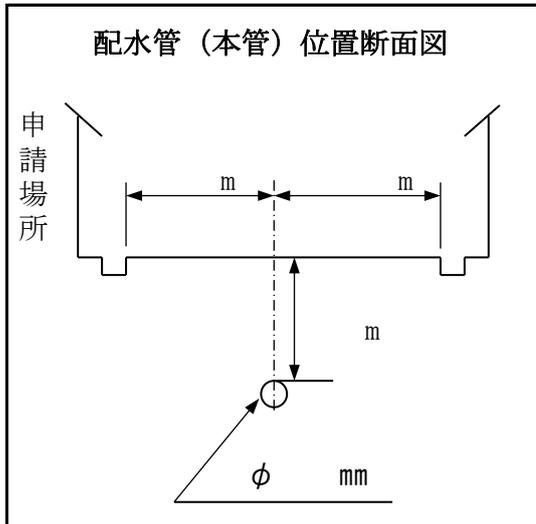
給水装置の設置場所 四條畷市
[住居表示及び区画番号のある場合] **【四條畷市** 区画番号 ()



付近見取図

種 別	口 径	数 量
共有管	φ _____ mm	m
	φ _____ mm	m
	φ _____ mm	m
給水分岐	φ _____ mm	ヶ所
	φ _____ mm	ヶ所
	φ _____ mm	ヶ所
消火栓 及び ドレン	φ _____ mm	ヶ所
	φ _____ mm	ヶ所
	φ _____ mm	ヶ所

竣工検査手数料 _____ 円



四條畷水道センター	

水道センター使用欄

				受付

しゅん
竣工図面 （平面図・立面図）

使用材料明細

配水管(本管)から分岐して設けられた共有管 <small>材料は、四條畷水道事業指定材料を使用しました。</small>			共有管から分岐して設けられた給水装置 <small>材料は、四條畷水道事業指定材料を使用しました。</small>		
品名	形状寸法	数量	品名	形状寸法	数量
			サドル分水栓 ボール式A形		
			PEメーター用ソケット B形継手		
			水道用ポリエチレン管 1種二層管		
			PEエルボ B形継手		
			PEバンド B形継手		
			甲形止水栓 キャップ式		
			止水栓用袋ナット		
			HIVPシモク		
			HIVPソケット		
			HIVPパイプ		
			HIVPエルボ		
			ガイド付袋ナット		
			止水栓BOX 四條畷型		
			レンガ		

1. 平面図・立面図に配管状況を記入し、申請対象となる部分について赤色で明記してください。
2. 日水協標準符号を使い、寸法等を明記してください。
3. 施工規模が大きく本紙に記入できない場合は、別紙（A-3用紙）に記入してください。